

## 浦幌町告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年度及び令和6年度において浦幌町が発注する工事の請負及びその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和4年 12月 5日

十勝郡浦幌町長 水澤 一 廣

### 第1 資格要件

#### 1 共通的資格要件

浦幌町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、町税を滞納している者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和31年法律115号）第27条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、当該の届出の義務がない者を除く。

#### 2 資格の種類ごとの要件

##### (1) 工事の請負

工事の請負契約（一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事に係る契約。以下同じ。）についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和5年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3

条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

イ 資格審査の申請をする日（その日が令和5年4月1日前である場合は、令和5年4月1日）の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降にアに規定する建設業に係る建設業法第27条の31第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。

ウ 基準日以降に受けた経営事項審査等の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(3) 建築物の設計

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(4) 測量

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

印刷物の製造及び印章の製造に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

ウ 製造のために必要な機械器具設備を所有（リースしている場合を含む。）していること。

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

物品の購入及び賃貸借に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(7) ボイラー等運転操作

ボイラー等運転操作に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

(8) 庁舎等清掃

庁舎等清掃に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第

12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

(9) 庁舎等警備

庁舎等警備に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 令和5年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

(10) 庁舎等消防設備保守点検

庁舎等消防設備保守点検に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

(11) 情報システムの開発

情報システムの開発に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和5年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(12) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

林産物の売払い及び林産加工製品の売払いに係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

### 3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する契約の種類による資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

## 第2 資格審査の申請の時期及び方法等

### 1 申請の時期

(1) 令和5年2月1日から2月28日までとする。

(2) 共同企業体については、当該共同企業体が結成されたときとする。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

### 2 申請の方法

原則、郵送による提出とする。

なお、持参した場合は、その場で審査せず、後日結果等を報告する。

### 3 申請の書類

資格審査の申請は、次の区分により、北海道市町村統一様式の建設工事等入札参加資格審査申請書類等を提出することにより行わなければならない。申請書類の提出先は、浦幌町役場総務課とする。

- (1) 工事の請負
- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林
- (3) 建築物の設計
- (4) 測量
- (5) 印刷物の製造及び印章の製造
- (6) 物品の購入及び物品の賃貸借
- (7) ボイラー等運転操作
- (8) 庁舎等清掃
- (9) 庁舎等警備
- (10) 庁舎等消防設備保守点検
- (11) 情報システムの開発
- (12) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

#### 4 添付書類

- (1) 納税者が法人にあっては、法人に係わる納税証明書の写し等を添付すること。
- (2) 納税者が個人にあっては、個人営業の代表者に係わる町道民税納税証明書の写し等を添付すること。
- (3) 返信用封筒については、郵送・持参のどちらの場合も必ず添付すること。

### 第3 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和5年4月1日前である場合は、令和5年4月1日）から令和7年3月31日までとする。

### 第4 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

## 第5 資格審査の再申請

### 1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (4) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

### 2 再申請の方法

再申請しようとする者は、浦幌町の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。